

○財務省告示第二百九十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成二十九年九月三十日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあつては、同年度の初日から同月三十日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十九年十月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成二十九年九月三十日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別  
表第一の六の項名

輸入数量

一五	一四の二	一四	一三	一二	一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	三五・五トン	〇トン
四三七トン	二九八、六二八トン	五八一、〇〇〇トン	三、〇五九、七四一トン	三六、八四三トン	五、七八〇トン	四、〇〇六トン	二三、六〇三トン	六トン	四トン	二トン	三六一トン	二九、八六六トン	一一トン				

二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二〇	一九	一八	一七	一六
二三〇トン	二一トン	五、一七六トン	九八八トン	〇トン	五〇トン	三、〇六七四トン	一六八トン	一七、三七四トン	二二八トン	九三八トン	七三、八四八トン	八、二〇五トン

二 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成二十九年九月三十日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量

から同年度の初日から同月三十日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名		輸入数量
一四	一三	
		二、九三七、四〇五トン
一四	一三	一〇八、六七五トン